備考

１　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

２　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

３　「Ⅰ．所得税額の特別控除」中「１．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)　「（１）実施した工事の種別」の欄には、以下により第１号工事から第６号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第38項第５号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑥　「第６号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号（備考３(1)⑦において「省エネ改修対象工事告示」という。）第２項第１号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第38項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、１地域）該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。また、同欄中「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の（い）項に掲げる「５－１断熱等性能等級」に応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑦　「第６号工事」の欄のうち、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第２項第２号に掲げる工事について、次により記載するものとする。

イ　住宅性能評価書により証明される場合